

三 汚水等に係る特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
一	水産物卸売市場の洗浄施設（陸揚げ地に開設されたものに限る。）	
二	集団給食施設	給食能力が継続的に一回一〇〇食以上又は一日二五〇食以上のもの
三	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設	
四	廃油の再生の用に供する原料処理施設	
五	公衆浴場業の用に供する洗場施設	
六	ごみ処理施設	処理能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のもの
七	動物園	成畜の飼養能力が三〇頭以上のもの
八	病院の廃液の処理施設（有害物質又はフェノール類含有物を取り扱うものに限る。）	
九	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設（灯油その他の油類を使用するものに限る。）	
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる施設は、水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）に排出水を排出する工場又は事業場に設置されるものに限る。</p> <p>2 この表の八にいう「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第二条に定める物質をいう。</p>		